

栗山町住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この告示は、町内の住宅に住宅用太陽光発電システム（以下「発電システム」という。）を設置する者等に対し補助金を交付することにより、環境にやさしい持続可能な地域社会の構築に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 発電システムとは、住宅又は店舗等を兼用する住宅（以下「住宅」という。）の屋根等への設置に適した、太陽光により発電した電気を低圧配電線と逆流有りで連系することにより利用する一連のシステムで、かつ、太陽電池の最大出力（当該システムを構成する太陽電池モジュールの公称最大出力）の合計値が10kw未満のものをいう。
- (2) 省エネナビとは、消費電力の総量を金額に換算して表示する機器システムで、財団法人省エネルギーセンターに登録している機器をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、町内の住宅に発電システムを設置する者又は建売住宅供給者等から町内に発電システム付住宅（新築のものに限る。）を購入する者で、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 本町に住所を有する者（第10条第1項に規定する実績報告書を提出するときまでに本町に住所を有する予定の者を含む。）
- (2) 設置者及び同居の家族（同居を予定している者を含む。）が申請時に町税等（栗山町町税等の滞納者等に対する特別措置に関する条例（平成19年条例第20号）第2条第1号に規定する町税等をいう。）を滞納していないこと。
- (3) 同一年度内において、第6条に規定する補助金交付申請を行い、第10条第1項に規定する実績報告書を提出できる者又は第10条第2項に規定する住所変更届を提出できる者
- (4) 自己が所有しない住宅等に発電システムを設置する場合にあっては、当該住宅等の所有者の承諾を得ていること。
- (5) この告示の規定に基づき補助金の交付を受けたことがない者

(補助対象要件)

第4条 補助対象となる発電システムは、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 省エネナビ又は省エネナビと同等以上の機能を備えた表示機器が設置さ

れているもの

- (2) 未使用のもの（中古品は対象外）
- (3) 電力会社と電力受給契約を締結するもの

2 補助対象となる経費は、次の各号に掲げる発電システムの設置に要する費用とする。

- (1) 太陽電池モジュール設置費
- (2) 架台設置費
- (3) 接続箱設置費
- (4) 直流側開閉器設置費
- (5) インバータ設置費
- (6) 保護装置設置費
- (7) 発生電力量計設置費
- (8) 余剰電力販売用電力量計設置費
- (9) 配線・配線器具設置費
- (10) 省エネナビ等設置費
- (11) その他発電システムの設置に必要な工事に係る経費
(補助金の額)

第5条 補助金の額は、太陽電池最大出力の値（kw表示とし、小数点以下第3位を四捨五入）に48,000円を乗じて得た額とし、21万円を上限とする。この場合において、補助金の算出額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、栗山町住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 国の住宅用太陽光発電システム設置費補助等の申込を行った者は、当該補助金の申込受理決定通知書の写し
- (2) 現に町内に住所を有する者にあつては、町税等納入状況調査承諾書（様式第2号）、その他の者にあつては、現に住所を有する市町村が発行する本人及び同居の家族の納税証明書
- (3) 発電システム設置に係る工事請負契約書の写し
- (4) 第4条第2項各号に規定する経費の内訳が記載されているものの写し
- (5) 発電システム付住宅を購入する場合は、次に掲げる書類
 - ア 当該住宅の売買契約書の写し
 - イ 発電システムの設置状況を撮影した写真
 - ウ 電力会社との電力受給契約書の写し

エ 竣工検査の試験記録書の写し

- (6) 発電システム設置に係る図面（太陽電池モジュールの面積、設置角度、設置方向、設置箇所及び架台の高さがわかるもの）の写し
- (7) 太陽電池の最大出力の合計値が確認できるものの写し
- (8) 発電システムを設置しようとする住宅等の位置図
- (9) 土地、住宅等を借りている者にあつては、住宅用太陽光発電システム設置承諾書（様式第3号）
- (10) その他町長が必要と認めた書類
（補助金の交付決定）

第7条 町長は、前条に規定する申請書の提出があつたときは、その内容を審査し、適正と認めたときは、栗山町住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付決定通知書（様式第4号）により、交付しないと決定したときは、栗山町住宅用太陽光発電システム設置費補助金不交付決定通知書（様式第5号）により通知する。

2 町長は、前項の規定により通知する場合は、次の条件を付するものとする。

- (1) 申請内容を変更するとき又は発電システムの設置を中止しようとするときは、町長の承認を受けなければならない。
- (2) 発電システムの設置が予定の期間内に完了しないとき又は設置が困難になったときは、速やかに町長に報告してその指示を受けなければならない。
- (3) この告示により設置した発電システムは、法定耐用年数（補助金の交付を受けた年の翌年から起算して15年）を経過するまでの間、この補助金の交付目的に反して使用し、売却し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、町長の承認を受けたときは、この限りでない。
- (4) この告示により設置した発電システムは、その法定耐用年数の期間、善良なる管理者の注意をもって管理し、電気の消費の用に充てなければならない。この場合において、天災地変その他補助対象者の責に帰することのできない理由により、発電システムがき損され、又は滅失したときは、その旨を町長に届出なければならない。
- (5) 町長は、発電システムの設置後、第3号の規定により町長の承認を受け、当該システムを処分することにより収入があつたときは、その収入の全部又は一部を町に返還させることができる。
（変更又は処分の承認申請）

第8条 前条第2項第1号の規定による承認を受けようとする者は、あらかじめ栗山町住宅用太陽光発電システム設置変更等承認申請書（様式第6号）を町長に提出しなければならない。

2 前条第2項第3号ただし書の規定による承認を受けようとする者は、あらかじめ栗山町住宅用太陽光発電システム処分承認申請書（様式第7号）を町長に提出するものとする。

（設置工事の開始）

第9条 設置工事の開始日は、補助金の交付対象となる全部又は一部の工事に着手した日とし、当該開始日は、第7条第1項の通知による交付決定日以降でなければならない。

（実績報告等）

第10条 補助対象者（発電システム付住宅を購入した者を除く。）は、発電システムの設置工事完了後1カ月以内に、栗山町住宅用太陽光発電システム設置費補助金実績報告書（様式第8号）に、次の各号に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 発電システムの設置工事に係る領収証（経費内訳が記載してあるもの）の写し
- (2) 発電システムの設置状況を撮影した写真
- (3) 電力会社との電力受給契約書の写し
- (4) 竣工検査の試験記録書の写し
- (5) 本町に住所を有することが確認できる書類
- (6) その他町長が必要と認めた書類

2 発電システム付住宅を購入した者は、住所変更届（様式第9号）に、次の各号に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 本町に住所を有することが確認できる書類
- (2) その他町長が必要と認めた書類

（申請手続きの代理）

第11条 申請者は、申請に係る事務手続きを第三者に委任することができる。

2 申請者は、前項の事務手続きを委任するときは、代理人選任届（様式第10号）を町長に提出しなければならない。

（補助金額の確定）

第12条 町長は第10条の実績報告書又は住所変更届の提出があったときは、その内容を審査の上、発電システムの検査を行い、補助対象要件に適合すると認めるときは、補助金額を確定し、栗山町住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付額確定通知書（様式第11号）により申請者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第13条 補助金は、前条の規定による補助金額の確定後において交付するものとする。

(補助金の取消し)

第14条 町長は、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取消することができる。

- (1) 虚偽の申請その他不正行為によって補助決定を受けたとき。
- (2) 補助金を発電システムの設置以外の用途に使用したとき。
- (3) 第16条に規定する報告がなされないとき。
- (4) 発電システム設置を中止したとき。
- (5) 発電システムを補助金の交付目的に反して使用し、売却し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供したとき。

(補助金の返還)

第15条 町長は前条の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取消した場合において、当該取り消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(定期報告)

第16条 補助金の交付を受けた者は、発電システムを設置した月の翌月から2年間、次の各号に掲げる事項について住宅用太陽光発電システム運転状況報告書(様式第12号)により、町長に報告しなければならない。

- (1) 毎月の発生電力量、売買電力量及び買電電力量
- (2) 毎月の消費電力量、設置前年度又は設置年度いずれかの月次の消費電力量
- (3) 発電システムが故障したときは、故障の内容及び停止期間
- (4) その他町長が定めたもの

2 前項の報告は、前期(4月～9月)及び後期(10月～3月)に分け、前期分については10月末日、後期分については4月末日までに行われなければならない。

(委任)

第17条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成24年4月1日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、平成34年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに第10条に規定する実績報告等の提出があったものについては、なおその効力を有する。

附 則

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この告示は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。